

2012 年 09 月 01 日制定

2013 年 09 月 06 日改定

2014 年 08 月 17 日改定

2015 年 08 月 18 日改定

第1条 試合の進行

(1) この大会は日本語で行われる。フォーマットは以下の通りである。

肯定側立論 6 分

否定側準備時間 1 分

否定側質疑 3 分

否定側準備時間 1 分

否定側立論 6 分

肯定側準備時間 1 分

肯定側質疑 3 分

否定側準備時間 1 分

否定側第一反駁 4 分

肯定側準備時間 2 分

肯定側第一反駁 4 分

否定側準備時間 2 分

否定側第二反駁 4 分

肯定側準備時間 2 分

肯定側第二反駁 4 分

(2) チームの構成およびスピーチ等の担当

1. 大会の登録選手は 4 名以上、各試合の出場選手は 4 名以上とする。ただし、事情がある場合には 2 名あるいは 3 名での登録及び試合出場を認めることがある。認められるのは、4 名以上が出場するよう努力をしたにもかかわらず、やむをえず 4 名以上の出場ができなかった場合に限られる。
2. 2 名あるいは 3 名での大会登録を希望するチームは、大会登録時申込時に事情を説明しなければならない。主催者が事情を認めた場合には、大会への出場が認められる。
3. チームの人数が 4 人に満たない場合、次の通りとする。
 - (a) 2 名で試合に出場するチームは、立論と質疑を別の選手が担当し、第 1 反駁と第 2 反駁を別の選手が担当する。
 - (b) 3 名で試合に出場するチームは、立論、第 1 反駁、第 2 反駁を異なる選手が担当し、第 1 反駁もしくは第 2 反駁を担当する者が質疑を担当する。

(3) レギュレーション

大学生以上のメンバーを含むチームは、立論 4 分・質疑 2 分・反駁 3 分で試合を行う。

第 2 条 スピーチ・質疑時間の計測

- (1) スピーチ時間、質疑時間、準備時間の計測はタイムキーパーが秒単位で行う。スピーチとその時間の計測は、司会者の合図に合わせて開始する。
- (2) タイムキーパーは司会者もしくは審判が兼ねることができる。
- (3) 時間の誤計測が判明した場合は、主審の判断により以降の計測において調整を行う。

第 3 条 論題

論題は、別に定める。

第 4 条 肯定側・否定側の役割

- (1) 肯定側立論は、プランを示し、そのプランからどのようなメリットが発生するかを論証するものとする。否定側立論は、現状維持の立場をとるものとし、主に肯定側のプランからどのようなデメリットが発生するかを論証するものとする
- (2) 質疑では立論の内容などについて質問を行い、応答は立論の補足として扱われる。
- (3) 反駁は、主に、メリット（あるいはデメリット）に対する反論、反論に対する再反論、メリットとデメリットの大きさの比較を行う。

第 5 条 議論における注意事項

- (1) 議論の論証のために、文献等をスピーチで引用することができる。引用に当たっては、別に定める証拠資料に関する細則Ⅱに従わなくてはならない。なお、図や表を証拠資料として見せることはできない。
- (2) 質疑で明らかとなった情報を議論に生かすためには、その後の立論や反駁で改めて述べる必要がある。質疑の時間に行った反駁は無効となる。
- (3) 相手が持ち出した主張・根拠に反論する場合を除き、立論で提出されず反駁で新たに提出された主張や根拠は、「新しい議論」と呼ばれ無効となる。第 1 反駁で出せる反論を第 2 反駁ではじめて出すことは、「遅すぎる反論」と呼ばれ無効となる。

第 6 条 判定

- (1) 審判は、ディベーターが試合中に提示した議論に基づき、試合の勝敗を決定する。
- (2) 複数の審判が同一の試合を判定する場合、各々の審判は独立して判定を行う。
- (3) 審判は、引き分けの判定を下すことはできない。
- (4) 審判は、試合前にディベーターから求められた場合、大会運営に支障の無い範囲で、自身の審判としての信条（フィロソフィー）を説明する義務を負う。また、自身のフィロ

ソフィーに特徴的な部分があると認める場合は、ディベーターから求められない場合においても、積極的にその内容を開示することができる。

第7条 反則行為と処分

選手等に反則行為があった場合、敗戦や大会失格等の処分の対象となる。

第8条 その他

- (1) 予選の方法など大会運営に関する詳細は別途定める。
- (2) 大会の運営者、審判、参加者、見学者は、時間を厳守するなど大会の円滑な運営に協力する。
- (3) 大会の運営に妨げとなる行為などがあった場合、大会運営者はその者に対し退場を求めたり、その者が所属する団体の参加チームに罰則を科したりすることができる。

第9条 補足

本ルールに定めない事項は、全国中学・高校ディベート選手権ルールに準拠する。

細則Ⅰ（証拠資料に関して）

1. ディベーターは、スピーチ中に自らの議論の信憑性を高めるために、証拠資料を提示することができる。
2. 証拠資料としては、書籍、新聞、雑誌、カタログ、パンフレット等、紙媒体に記録されたもの、またはインターネット上で流布している情報で、日本国内において広くアクセス可能なものを使用することができる。
3. 口頭でのインタビュー、ラジオの録音、テレビの録画等、後日信憑性を調査するのが困難なもの、会員制のインターネットサイト、極めて配布地域が限定されたビラ等、他人のアクセスが制限されたものは、証拠資料として使用することはできない。ただし、同内容が広くアクセス可能な別媒体に記録されていることが保障される場合はこの限りではない。
4. 外国語の証拠資料を自ら訳出して使用する場合は、その旨明示しなければならない。
5. 証拠資料は、紙面または電子データとして記録されたものを試合中に読み上げることで提示される。出典の詳細等は、読み上げる必要は無いが、後に相手チーム、審査員、および大会運営者が、出典を調査するのに十分な情報を記載し、求められれば提示できるよう、準備しておかなければならない。

6. 試合中、上記出典情報が不十分と認められた場合、その証拠資料は、証拠としての効力を失う。
7. 試合中、証拠資料の歪曲・捏造が発覚した場合、審判の判断により、その証拠資料を無かったものとみなすことができる。歪曲・捏造が極めて悪質と認められる場合、大会運営責任者の判断により、試合後に、その証拠資料を提出したチームの処分を決定する。
8. 上記処分には、そのチームの失格または無得点敗北を含めることができる。

細則Ⅱ（審判の判定について）

1. 勝敗の判定は審判によるものとする。
2. 審判は個々の論点について以下のように判断を行う。
 - 1) 一方のチームが根拠を伴って主張した点について、相手チームが受け入れた場合、あるいは反論を行わなかった場合、根拠の信憑性をもとに審判がその主張の採否を判断する。
 - 2) 一方のチームの主張に対して相手チームから反論があった場合には、審判は両者の根拠を比較して主張の採否を決定する。
 - 3) 証拠資料については、ルール第6条の規定を踏まえて、資料の内容や出典の信憑性をもとに評価する。
 - 4) 立論で提出されず、反駁で新たに提出された主張・根拠（新しい議論）は、判定の対象から除外する。ただし、相手の持ち出した主張・根拠に反論する必要から生じた主張・根拠はこの場合に当たらない。
 - 5) 相手チームの主張・根拠に対する反論のうち、第1反駁で行えたにもかかわらず第2反駁で初めて提出されたもの（遅すぎる反論）は、判定の対象から除外する。
3. 審判は、個々のメリットあるいはデメリットについて、以下の3点について検証を行い、大きさの判断を行う。
 - 1) プランを導入しなければ、そのメリットあるいはデメリットは発生しないこと。
 - 2) プランを導入すれば、そのメリットあるいはデメリットが発生すること。
 - 3) そのメリットあるいはデメリットが重要・深刻な問題であること。
4. 審判は、個々のメリット、デメリットの判断をもとに、メリットの合計とデメリットの合計の比較を行い、どちらに投票するかを決定する。その際、比較の価値基準が試合中に提示されていれば、その立証の程度に応じて反映する。判断基準が示されなかった場合は、審判の判断に委ねられる。